

けやきコミュニティ協議会 会則

私たちはこのコミュニティ協議会を「けやき」と名付けます。大きく、大らかなけやきの姿にあやかり、美しいけやき並木と自然に恵まれたこの地域の象徴として、そしてユニークで開かれたコミュニティセンターへの願いをこめてつけた名前です。この地域に住むすべての人にとって、この町が住み心地よいものであるよう、お互いが知り合い、話し合い、尊重しあって力を合わせ、仲良くまちづくりをすすめます。

《名 称》

第1条 本会は「けやきコミュニティ協議会」と称し、事務所をけやきコミュニティセンター（吉祥寺北町5-6-19、電話54-8719）内におく。

《構 成》

第2条 本会は吉祥寺北町3丁目西側、4丁目、5丁目を対象とし、その住民をもって構成する。但し、希望者はその限りではない。

《目 的》

第3条 本会は市民自治の精神に基づき、住民相互の交流と連帯を通じて1人1人が大切にされ、誰にとっても住みよいまちづくりをすすめることを目的とする。コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターは、全市民に開かれ民主的に運営される。

《事 業》

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (ア) けやきコミュニティ地域全般にわたるコミュニティ活動に関すること。
- (イ) 前項の活動を円滑に行うため、けやきコミュニティセンターの管理・運営に関すること。
- (ウ) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

《組織と運営》

第5条 本会はその運営のため運営委員、監査2名をおく。

第6条 運営委員および監査は、原則として住民総会において地域住民により選出する。運営委員の互選により代表委員若干名を決定する。

第7条 代表委員は次の任務を分担する。

1. 本会の代表
2. 会務の総括（事務局長兼務）
3. 財務
4. その他

第8条 本会の活動を円滑に行うため、事務局を設置する。

第9条 運営委員は住民総会の決定にもとづき、本会の事業の実施を担当する。

第10条 監査は本会の事業および会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。

第11条 運営委員および監査の任期は1年とする。再任は妨げない。但し代表委員は続いて4選はしない。

《会 議》

第12条 会議は住民総会・運営委員会・代表委員会とし、次のとおり召集する。原則としてすべての会議は住民に公開される。

(ア) 住民総会は定期総会を年度始めに開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき開催する。

(イ) 運営委員会は毎月1回以上代表が招集する。

(ウ) 代表委員会は必要に応じ適宜開催する。

第13条 住民総会は次の事項を審議決定する。

1. 報告・事業・決算・監査
2. 計画・事業・予算
3. 運営委員および監査の承認
4. 会則に関する事
5. コミュニティセンターの管理・運営などに関する事
6. その他提案された事項

第14条 運営委員会は住民総会の決定に従い、次の事項を審議し処理すると共に、総会から総会までに必要な事項を決定する。

1. 総会に提案すべき事項
2. コミュニティ活動およびコミュニティセンターの管理・運営に関し必要な事項
3. その他

第15条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

《会 計》

第16条 本会の経費は、武蔵野市からの補助金およびその他の収入をもって当てる。

第17条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

《その他》

第18条 本会会則の変更は住民総会の決議による。

付則 ◎ 本会則は1984年11月18日より施行する

◎ 1986年4月13日一部改正

◎ 1989年5月14日一部改正

◎ 1989年12月17日一部改正

◎ 2011年度コミュニティ研究連絡協議会会長職を継続するため、代表委員の任期を2011年4月から2012年3月まで特例として延長を認める。